



「手話」という「言語」

手話は、自らの意思や物の名称等を、手指や体の動き、表情により視覚的に表現する独自の体系を持っています。「日本語」や「英語」の音声言語と同じ一つの言語です。安心して暮らせる共生社会の実現を目指して、4月1日に「二本松市手話言語条例」が施行されます。



条例が可決された12月定例会の傍聴の様子

なぜ条例が必要なのか

手話は言語と位置付けられています。ろう者（聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活等を営む方々）が、ろう者以外の人と手話を使用して、意思疎通できる環境は十分に整備されているとは言えません。

この状況を変えるため、手話の理解および普及に関する基本的な事項を定めた「二本松市手話言語条例」が、令和元年12月に二本松市議会において可決されました。

私立二本松聾唖学校

大正15年、当時の岳下村の龍泉寺内に、福島県内で初めて、独立した聾学校である「私立二本松聾唖学校」が開設されました。

就学児童数は、昭和18年度には40人を超えていました（福島県教育史第2巻より）。その後、昭和19年に県立福島盲唖学校に合併し県へ移管となりましたが、私立二本松聾唖学校は、ろう教育に貢献し、ろう者の心の拠り所として大

きな役割を果たしました。現在も、学校跡地には記念碑が設置されています。

手話を学んでみませんか

市では、手話を学ぶ講習会等を毎年開催しています。手話の楽しさと、コミュニケーションの大切さを一緒に学んでみませんか？

講習会の受講等については、別途この広報でお知らせします。

手話講習会

ろう者への理解と認識を深めながら、初歩的な手話の単語や表現技術を学び、ろう者との交流を図ることを目的として開催しています。

手話奉仕員養成講座

ろう者との初歩的なコミュニケーション方法を学習するとともに、ろう者の社会参加を支援する「手話奉仕員」を養成することを目的として開催しています。

手話通訳者派遣事業

ろう者の方が社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行えるよう、市内のろう者の方、または、ろう者の方とコミュニケーションが必要な方に手話通訳者の派遣を行っています。

共生社会の実現を

市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を安心して使える環境を整えることで、ろう者を含む全ての市民が、支え合いながら安心して暮らせる共生社会の実現を目指してまいります。

◎問い合わせ：

福祉課障がい福祉係

☎(55) 51113

Fax(22) 15447



平成13年3月3日に建立された記念碑